

氏 名	
住 所	

取扱い団体：交通運輸労働組合共闘会議（交運共闘）

交通運輸の安全確保、労働者の労働条件改善を求める請願書

《請願主旨》

長期化しているロシア・ウクライナ戦争、米国とイスラエルによるイラン攻撃、さらに米国の関税政策の強化などは世界的に物流の混乱や物価高騰を引き起こし、とりわけエネルギー価格の高騰は交通運輸事業者の事業環境や労働環境を一層厳しくさせています。このことは運輸事業の安心・安全の低下にもつながり、ひいては利用者・国民全体に重大な悪影響を及ぼす恐れがあります。

交運共闘は交通運輸産業が我が国経済と物流を支えるエッセンシャル産業として、発展し、交通運輸労働者が安心して働き続けられることの出来る環境整備に向けて日々努力しています。

つきましては、交通運輸産業の社会的な安定の維持の観点から国土交通行政が果たすべき、国民の安心・安全の確立、移動する権利の保障、公契約法の制定など、国民本位の諸政策を実行されるよう請願します。

《請願事項》

1. 共通課題

- (1) 歴史的な物価上昇にも関わらず実質賃金が改善されない状況を鑑み、賃金の適切な改善、労働条件の低下防止、雇用の維持を図り、事業者の事業継続が存続できるよう関係省庁と連携し、直接の財政支援など特別の緊急対策を実施すること。
- (2) 2023年6月1日に公正取引委員会が公表した「荷主と物流事業者との取引に関する優越的地位の濫用を規制する観点から行った調査」に基づき、適正料金収受の対策を強化すること。特に、調査結果に示されている不公正取引には罰則を含む指導を行うこと。

2. 鉄道関係

- (1) 国民の交通権と地域の暮らしを守る鉄道輸送の社会的意義を踏まえ、慢性的な赤字体質経営から脱却する方策や今後の鉄道網の全体像について、国民的な議論を促すためにも国がより積極的に関与して政策を示すこと。
- (2) 二酸化炭素削減などに向けたとりくみとして鉄道貨物輸送へのシフトを進めること。そのためにJR貨物が発足当初からもっている構造的な課題を是正すること。

3. トラック関係

- (1) 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成13年国土交通省告示第1365号）について、144時間を短縮すること。
- (2) 一般貨物自動車運送事業法の運送区域規制について、所在地住所を発着点とした地域的な制限を再構されること。そのための実証実験をおこなうこと。

4. ダンプ関係

- (1) 公共工事における指導事項に基づき、「建交労ダンプ部会加入者の使用促進措置」を元請に徹底すること。
- (2) 「違法な白トラの利用禁止（荷主規制）」にもとづく、自家用（白ナンバー）ダンプの排除や配車拒否を防止する為に、国交大臣の国会答弁（4/24衆院国土交通委員会）にもとづき、「自家用の使用については書面契約を交わせば違法ではない」という趣旨の「事務連絡」を早急に通知し、各自治体や各建設業団体に周知すること。
- (3) 盛土規制法の施行後も関東地域を中心に「不法盛土」が無くなっていないことから、各地方整備局が管理する「ストックヤード運営事業者登録制度」については各ストックヤードから再搬出するダンプへの過積載防止対策（監視カメラ及び台貫の設置）を徹底し、違反行為を改めない事業者については罰則を科し、登録を抹消すること。

5. タクシー・バス関係

- (1) ライドシェアの全面解禁には反対すること。
- (2) タクシーの変動運賃制度（ダイナミック・プライシング）は、タクシー労働者の賃金に悪影響を与えると同時に、利用者へ混乱を与え、交通弱者に対する地域公共交通の役割に反することから廃止すること。
- (3) タクシーの運賃改定時の運転者人件費査定において、他産業労働者との賃金格差を是正するものとする。
また、改定趣旨である労働条件改善が改定率に即して確実に実行されているか検証し、賃率引き下げや実行していない事業者は公表のうえ、強力に指導すること。また、併せて運転者負担等の解消を行わせること。
- (4) 過疎地域や人口30万人以上の都市を含まない営業区域において、移動の足確保のために、個人タクシーの新規許可を認めること。
- (5) タクシー等地方公共交通維持・充実のための予算を確保し、補助金を大幅に増額すること。
- (6) バス・タクシーの無人自動運転を推進せず、運転資格を持った運転者の乗務を保安員として義務付けること。また、運転者の資質向上のため、タクシー運転免許を制定すること。
- (7) 貸切バス運転者の労働条件改善のため、適正な運賃収受の徹底、不当な手数料還元が行われないようにするなど、適切な政策を進めること。

6. 港湾関係

- (1) 「港湾運送事業における適正取引のためのガイドライン」の実効性を確保するため、港湾運送事業者及び荷主等への周知・徹底を図るとともに、ガイドラインの遵守状況を継続的に把握し、必要な指導・助言を行うなど、適正な価格転嫁が実現できる取引環境の整備に努めること。
- (2) 港湾運送事業法に基づく運賃・料金の届出については、適正な原価に基づく料金設定であるか厳格に審査するとともに、実効性のある監査を実施すること。あわせて、港運労使共通の課題である認可料金制度の復活を実現し、港湾運送事業の安定的かつ持続可能な発展に向けた施策を講じること。
- (3) サイバーポートによる港湾の自動化政策や貿易手続きの電子化を含む制度導入については、港湾労働者の雇用、就労を視点に於いた政策体制を整えること。

7. 公務関係

- (1) 交通運輸の安心・安全の確保など、国土交通行政が本来果たすべき役割を十分に発揮するため、必要な要員・予算の確保をはじめとした体制拡充を早期に図ること。また、国民の暮らし、安心・安全を守る観点から、国の出先機関を廃止しないこと。
- (2) 「独立行政法人」が果たす役割をふまえ、国の機関に戻すこと。当面、事務・事業を国の責任で存続・拡充するとともに、運営費交付金の拡充を行うこと。
- (3) 国の責務として、国民の誰もが、いつでも、どこへでも、安心、安全、快適、正確に移動でき、かつ自由に物資を輸送できる権利「交通権」を確立させること。

以上